

不服申立て事案答申第 268 号

不服申立て事案諮問第 296 号

件名：直近の状況報告書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、所属の意見を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 2 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 8 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示しないこととした理由

ア 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求書は、審査請求人が復職する際の健康管理区分変更申請について、B 課が A 課又は C 課に提出した決裁文書一式を求めたものである。

愛知県職員安全衛生管理規程（昭和 49 年訓令第 12 号）第 39 条において、要休業に健康管理区分されている者、要軽業者又は要注意者の病気が回復し、又は良好な状態になった場合、当該職員は、速やかに、健康管理区分変更申請書に医師の診断書その他必要な資料を添え、所属長を経て、総括安全衛生管理者に提出しなければならないと規定されており、本件請求対象保有個人情報は同条の規定に基づき、B 課長が総括安全衛生管理者及び C 課に提出したものを特定した。

本件請求対象保有個人情報として特定した特定年月日付け健康管理区分変更申請書のうち「直近の状況報告書」は、審査請求人本人の様子や主治医との面談状況、所属としての意見が記録されている。そのうち、開示しないこととした部分は「所属の意見」である。

イ 法第 78 条第 1 項第 6 号該当性について

不開示とした所属の意見については、訓練期間中の状況及び主治医の意見を踏まえた復帰の可否、仮に復帰可能であれば、復帰後はどのような業務をさせることが望ましいかの所属としての意見が記載されており、人事異動にも反映される情報も含まれている。

同種のものが反復される性質の事務であり、今後の健康管理区分等を検討する際に、所属の意見は参考となるものであることから、不開示部分が開示されると、所属長が外部からの圧力や干渉等の無用なトラブルを避けるために、率直な意見を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}することが想定され、今後予定される同様の健康管理区分や人事異動における検討に不当な影響を与える可能性があり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 6 号の不開示情報に該当する。

ウ 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

イにおいて述べたとおり、不開示部分が開示されると、所属長が率直な意見を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}することが想定され、復帰の可否、仮に復帰可能であれば、復帰後はどのような業務をさせることが望ましいかを検討するために必要な情報の収集や率直な評価をすることが困難となり、今後の同種の健康管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、人事異動にも反映される情報が含まれることから、これらの情報が開示されることとなれば、公正かつ円滑な人事の確保が困難になり、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は既に他の保有個人情報開示決定において開示された情報であって、不開示とすべき理由はないと主張するが、法第 78 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に該当するかを改めて検討したうえで不開示と判断しているものであり、また、不開示情報該当性についての具体的な理由は前記イ及びウにおいて述べたとおりである。

以上のことから、法第 78 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定により本件請求対象保有個人情報については一部開示としたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が復職する際の健康管理区分変更申請について、B 課が A 課又は C 課に提出した決裁文書一式である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち所属の意見を法第 78 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定に該当するとして不開示としているところ、審査請求

人は所属の意見の開示を求めていることから、以下検討する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 6 号該当性について

処分庁によれば、健康管理事務は今後も同種のもものが反復され、健康管理区分を検討する際に所属の意見は参考となるものであることから、所属の意見を開示すると、所属長が外部からの圧力等のトラブルを避けるために、率直な意見を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}することが想定され、今後予定される同様の検討に不当な影響を与える可能性があり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、所属の意見には、復帰の可否等の所属としての率直な意見が記載されていた。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、今後の同種の事務が反復されることが想定される以上、所属の意見を開示することとなると、所属長が率直な意見を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}することが想定され、今後予定される同様の検討における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

よって、所属の意見は法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、前記において述べたとおり、所属の意見には、復帰の可否等の所属としての率直な意見が記載されているほか、人事異動に反映される情報が記載されていた。

当審議会において検討したところ、所属の意見を開示することとなると、所属長が率直な意見を記載することを躊躇^{ちゅうちよ}することが想定され、今後の健康管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、公正かつ円滑な人事の確保が困難になり、人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、所属の意見は法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において所属の意見は別途開示請求を行い開示された情報であることから、不開示とする理由はないと主張している。

当審議会が審査請求人が別途行った開示請求の決定通知書を確認したところ、同通知書の日付は令和 6 年 4 月 16 日であった。一方で、本件一部開示決定は同年 3 月 8 日付けである。

よって、この点についての審査請求人の主張は本件一部開示決定後の事情に関するものであって、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

B 課作成の特定年月日付け健康管理区分変更申請書のうち「職員 D の状況について」を B 課が A 課又は C 課に提出した際、決裁を仰ぐために作成した起案文書(起案及び決裁者がわかるもの)及び添付資料一式

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 7. 31	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 1. 24 (第 245 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 2. 28 (第 246 回審議会)	審議
7. 3. 24 (第 247 回審議会)	審議
7. 4. 25	答申